

## 参考資料

### P R T R届出の公共用水域（河川、湖沼、海域等）の名称について － 和歌山県 －

届出書別紙中「排出先の河川、湖沼、海域等の名称」については、以下を参考に記入してください。

#### 1. 河川

以下に示す河川または支川の名称を記入してください。支川に排出している場合は、河川名ではなく支川名を記入してください。

河川	主な支川	河川	主な支川
紀の川	橋本川、桂谷川、貴志川、土入川、新堀川、打手川	日高川	西川
和歌川	有本川、大門川、真田堀川、市堀川、和田川、築地川、水軒川	切目川	
亀の川		南部川	古川
日方川		左会津川	右会津川
山田川（海南市）		富田川	
有田川		日置川	
山田川（湯浅町）		古座川	
広川		太田川	
		二河川	
		那智川	
		熊野川	

注1. 表中に該当する河川名がない場合は、排出している河川が最初に流入する表中の河川名・支川名、あるいは下記の湖沼または海域の名称を記入してください。

注2. 海南市の山田川、湯浅町の山田川のいずれかを記入する場合は、「山田川」と記入してください（市町名まで記入する必要はありません）。

2. 湖沼 湖沼・ダム・ため池等に排出している場合は、排出先から最初に流入する上記表中の河川名・支川名、あるいは下記の海域の名称を記入してください。

#### 3. 海域

- ・和歌山海域 ・海南海域 ・下津初島海域 ・湯浅海域 ・由良海域
- ・日高海域 ・印南・南部海域 ・田辺湾 ・白浜・日置海域
- ・すさみ海域 ・串本海域 ・古座海域 ・那智勝浦・太地海域 ・新宮海域

※その他、御不明の点は、届出窓口に御相談ください。